

改定 (赤…改定)							現行 (青…改定及び修正箇所)							改定理由					
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
1.セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート、吹付けコンクリートを除く)	材料	その他へJISマーク表示されたレディミクスト	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。			○	1.セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート、吹付けコンクリートを除く)	材料	その他へJISマーク表示されたレディミクスト	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○	国・県に準じる 斜線追加
			骨材の密度および吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A5021	飽密密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については概要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気伊酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石灰ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (セメント用再生骨材)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気伊酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (セメント用再生骨材)					○	国・県に準じる 斜線追加				
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R5214 (エコセメント)	製造会社の試験成績書			○				県に準じる 斜線追加						
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R5214 (エコセメント)	製造会社の試験成績書			○				県に準じる 斜線追加						
			セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R5210 (ポルトランドセメント)	製造会社の試験成績書			○				県に準じる 斜線追加						
			セメントの蛍光線分析方法	JIS R 5204	JIS R5210 (ポルトランドセメント) JIS R5211 (高炉セメント) JIS R5214 (エコセメント)	製造会社の試験成績書			○				県に準じる 斜線追加						
			練混ぜ水の水質試験	上水道水および上水道水以外の水の場合 JIS A 5308附属書 J C	懸濁物質の量: 2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/l以下 塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7日および28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用することを示す資料による確認を行う。						○	国に準じる 斜線追加					
			回収水の場合:	JIS A 5308附属書 J C	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7日および28日で90%以上	工事開始前、1回以上/12か月及び水質が変わった場合。スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道および上水道水以外の水の規定に適合するものとする。						○	国に準じる 斜線追加					
			ミキサの練混ぜ性能試験	その他	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前および工事中1回以上/12か月。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50ml未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、枕形(場所打杭、非簡基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)						○	国に準じる 斜線追加				
			製造 (フランドル)	その他	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前および工事中1回/年以上。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50ml未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、枕形(場所打杭、非簡基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)						○	国に準じる 斜線追加				

改定 (赤…改定)							現行 (青…改定及び修正箇所)							改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認
1.セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造	その他	連続ミキサの場合 土木学会規準 JSCE-11 502-2013	連続ミキサの場合 コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	規格値	工事開始前および工事中1回以上/12か月。 小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋管、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○	1.セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造	その他	連続ミキサの場合 土木学会規準 JSCE-11 502-2013	規格値	工事開始前および工事中1回/年以上。 連続ミキサの場合 質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	○	他に準じる繰引き追加	
	施工	必須	塩化物総量規制 「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	規格値	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-G502-2013, S03-2013)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋管、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		施工	必須	塩化物総量規制 「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	規格値	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-G502-2013, S03-2013)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋管、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		試験基準の改定	
			単位水量測定 「レディミキストコンクリート単位水量測定要領(案)」(平成16年3月8日事務連絡)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運転車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運転車の測定を行う。なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合、2回/日(午前1回、午後1回)以上、または重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められたときと測定回数は多い方を採用する。				必須	単位水量測定 「レディミキストコンクリート単位水量測定要領(案)」(平成16年3月8日事務連絡)	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運転車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運転車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運転車の測定を行う。なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。		試験			
			スランプ試験 JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下 許容差±2.5cm スランプ2.5cm; 許容差±1.0cm	規格値	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミキストコンクリートを用いる場合は原則として全運転車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運転車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。				必須	スランプ試験 JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下 許容差±2.5cm スランプ2.5cm; 許容差±1.0cm	規格値	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミキストコンクリートを用いる場合は原則として全運転車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運転車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。		試験

改定 (赤…改定)							現行 (青…改定及び修正箇所)							改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	試験成績表等による確認		
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時または、工事出荷時に運搬車から採取した試料 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回 なお、テストピースは打設場所を採取し、1回につき6個(φ7…3個、φ28…3個)とする ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(φ3)を追加で採取する。	○	1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回 なお、テストピースは打設場所を採取し、1回につき6個(φ7…3個、φ28…3個)とする ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(φ3)を追加で採取する。	○	国に準じる 繰引き追加		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	○				空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡～150㎡ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	○	国に準じる		
施工後試験	必須	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCF-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルパルト類については、 <u>目地間</u> 、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3か所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	○	施工後試験	必須	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCF-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルパルト類については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3か所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日～91日の間に試験を行う。	○	修正漏れ		
			その他	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」による。	同左。	同左。	・対象工事の範囲 新設のコンクリート構造物のうち、橋梁上部工・下部工及び重要構造物である内空断面積 25㎡以上のボックスカルパルトを対象とする。ただし、工場製作のプレキャスト製品は対象外とする。(非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領)				○	その他	配筋状態及びひかぶり	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領」による。	同左	同左	橋梁上部工・下部工及び重要構造物である内空断面積 25㎡以上のボックスカルパルトを対象とする。ただし、工場製作のプレキャスト製品は対象外とする。(非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひかぶり測定要領)	○
			強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による。	同左	同左	○				強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による。	同左	同左	同左	橋長 30m 以上の橋梁上部工及び下部工を対象とする。ただし、工場製作のプレキャスト製品は対象外とする。 なお、本要領によりコンクリート構造物の強度を測定する場合は、「土木コンクリート構造物の品質確保について」(国土交通省 告示 平成 13 年 3 月 27 日)に基づいて行うテストハンマーによる強度測定調査を省略することができるものとする。(微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領)	○	修正漏れ

改定 (赤…改定)						現行 (青…改定及び修正箇所)						改定理由					
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分		試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏み ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	<p>熟間押接法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径 (径の異なる場合は細い方の鉄筋) の1/5以下。</p> <p>②ふくらみは鉄筋径 (径が異なる場合は細い方の鉄筋) の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。</p> <p>③ふくらみの長さが鉄筋径 (径が異なる場合は、細い方の鉄筋) の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径 (径が異なる場合は、細い方の鉄筋) の1/4以下。</p> <p>⑤折れ曲がりの角度がα 以下。</p> <p>⑥折れ曲がりの差が鉄筋径 (径が異なる場合は、細い方の鉄筋) の1/5以下。</p> <p>⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。</p> <p>⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<p>鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熟間押接ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。</p>	<p>・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件、同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熟間押接ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。</p> <p>(1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熟間押接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。</p> <p>・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要である場合などである。</p> <p>・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。</p> <p>(2)SD490の鉄筋を圧接する場合手動ガス圧接、自動ガス圧接、熟間押接のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。</p>		2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	<p>・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏み ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等</p>	<p>熟間押接法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径 (径の異なる場合は細い方の鉄筋) の1/5以下。</p> <p>②ふくらみは鉄筋径 (径が異なる場合は細い方の鉄筋) の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。</p> <p>③ふくらみの長さが鉄筋径 (径が異なる場合は、細い方の鉄筋) の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径 (径が異なる場合は、細い方の鉄筋) の1/4以下。</p> <p>⑤折れ曲がりの角度がα 以下。</p> <p>⑥折れ曲がりの差が鉄筋径 (径が異なる場合は、細い方の鉄筋) の1/5以下。</p> <p>⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。</p> <p>⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<p>鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熟間押接ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。</p>	<p>・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件、同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熟間押接ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。</p> <p>(1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熟間押接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。</p> <p>・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要である場合などである。</p> <p>・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。</p> <p>(2)SD490の鉄筋を圧接する場合手動ガス圧接、自動ガス圧接、熟間押接のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。</p>	
					<p>熟間押接法の場合</p> <p>①ふくらみを押接いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない</p> <p>②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。</p> <p>④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<p>鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熟間押接ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。</p>	<p>・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件、同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熟間押接ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。</p> <p>(1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熟間押接ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。</p> <p>・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要である場合などである。</p> <p>・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。</p> <p>(2)SD490の鉄筋を圧接する場合手動ガス圧接、自動ガス圧接、熟間押接のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。</p>										
施工後試験	必須	外観検査	・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏み ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等	<p>熟間押接法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径 (径の異なる場合は細い方の鉄筋) の1/5以下。</p> <p>②ふくらみは鉄筋径 (径が異なる場合は細い方の鉄筋) の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。</p> <p>③ふくらみの長さが鉄筋径 (径が異なる場合は、細い方の鉄筋) の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径 (径が異なる場合は、細い方の鉄筋) の1/4以下。</p> <p>⑤折れ曲がりの角度がα 以下。</p> <p>⑥折れ曲がりの差が鉄筋径 (径が異なる場合は、細い方の鉄筋) の1/5以下。</p> <p>⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。</p> <p>⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<p>・目視は全数実施する。</p> <p>・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。</p>	<p>熟間押接法の場合</p> <p>・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査および超音波探傷検査を行う。</p> <p>・①は、圧接部を切り取って再圧接する。</p> <p>・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。</p> <p>・④は、圧接部を切り取って再圧接する。</p> <p>・⑤は、再加熱して修正する。</p> <p>・⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。</p>		施工後試験	必須	外観検査	<p>・目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ等 ・ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏み ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等</p>	<p>熟間押接法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径 (径の異なる場合は細い方の鉄筋) の1/5以下。</p> <p>②ふくらみは鉄筋径 (径が異なる場合は細い方の鉄筋) の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。</p> <p>③ふくらみの長さが鉄筋径 (径が異なる場合は、細い方の鉄筋) の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径 (径が異なる場合は、細い方の鉄筋) の1/4以下。</p> <p>⑤折れ曲がりの角度がα 以下。</p> <p>⑥折れ曲がりの差が鉄筋径 (径が異なる場合は、細い方の鉄筋) の1/5以下。</p> <p>⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。</p> <p>⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<p>・目視は全数実施する。</p> <p>・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。</p>	<p>熟間押接法の場合</p> <p>・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査および超音波探傷検査を行う。</p> <p>・①は、圧接部を切り取って再圧接する。</p> <p>・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。</p> <p>・④は、圧接部を切り取って再圧接する。</p> <p>・⑤は、再加熱して修正する。</p> <p>・⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。</p>			
				<p>熟間押接法の場合</p> <p>①ふくらみを押接いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない</p> <p>②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。</p> <p>④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<p>熟間押接法の場合</p> <p>・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査および超音波探傷検査を行う。</p> <p>・①②③は、再加熱、再加圧、押接きを行って修正し、修正後外見検査を行う。</p> <p>・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。</p>	<p>・目視は全数実施する。</p> <p>・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。</p>											
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	<p>・各検査ロットごとに30箇所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所が1箇所以下の際はロットを合格とし、2箇所以上ときはロットを不合格とする。</p> <p>ただし、1作業班が1日に施工した箇所をロットとし、自動と手動は別ロットとする。</p>	<p>超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。</p> <p>規格値を外れた場合は、以下による。不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。</p> <p>・圧接部を切り取って再圧接によって修正する場合には、修正後外観検査および超音波探傷検査を行う。</p>					超音波探傷検査	JIS Z 3062	<p>・各検査ロットごとに30箇所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所が1箇所以下の際はロットを合格とし、2箇所以上ときはロットを不合格とする。</p> <p>ただし、1作業班が1日に施工した箇所をロットとし、自動と手動は別ロットとする。</p>	<p>超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。</p> <p>規格値を外れた場合は、以下による。不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査および超音波探傷検査を行う。</p> <p>・圧接部を切り取って再圧接によって修正する場合には、修正後外観検査および超音波探傷検査を行う。</p>			

繰引き追加

誤記修正

改定 (赤…改定)							現行 (青…改定及び修正箇所)							改定理由							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	試験成績表等による確認					
7 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は30%以上とする。	施工前、材料変更時		○	7 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が40cmより小さい場合は30%以上とする。	施工前、材料変更時		○	線追加			
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時						○	線追加 線引き追加								
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下	施工前、材料変更時	鉄鋼スラグには適用しない。							○	線引き追加						
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下	施工前、材料変更時	CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。									○			線引き追加		
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	施工前、材料変更時														○	線引き追加 線追加
			その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	施工前、材料変更時														

改定 (赤…改定)							現行 (青…改定及び修正箇所)							改定理由			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	試験成績表等による確認	
7 下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A1214)	最大乾燥密度の93%以上 X_{10} 95%以上 X_0 96%以上 X_0 97%以上	歩道路盤工: 平均値が最大乾燥密度の85%以上	・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足するものとするが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡: 10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合、1工事あたり3孔以上で測定する。 ・ 歩道路盤工: 片側延長80mに1孔、1工事につき最低1孔	ただし、1工事における排水工・構造物工等による仕戻し舗装が施工幅1m未満かつ施工面積が200㎡未満のものについては省略することができる。	7 下層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A1214)	最大乾燥密度の93%以上 X_{10} 95%以上 X_0 96%以上 X_0 97%以上	・ 1,000㎡につき1孔、1工事につき最低3孔 ・ 歩道路盤工: 片側延長80mに1孔、1工事につき最低1孔	・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足しなければならない。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足していなければならないが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。 ・ 締固め度は、監督員が承認した最大乾燥密度に対する百分率で表した値。	国に準じる ただし、省略規定は継続する。
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		1工事1回 仕上げ後区間について実施する。	・ 確認試験である。 ・ ただし、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つロープヤトトラック等を用いるものとする。		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		全幅、全区間で実施する。	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つロープヤトトラック等を用いるものとする。	県に準じる 斜縁追加			
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割で行う。	・ 確認試験である。 ・ セメントコンクリートの路盤に適用する。		その他		平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	県に準じる 斜縁追加	
				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		必要と認めるとき随時					骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		異常が認められたとき。		県に準じる 斜縁追加
				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 6以下	必要と認めるとき随時					土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 6以下			県に準じる 斜縁追加 繰引き追加
				含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	必要と認めるとき随時	・ 確認試験である。				含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			県に準じる 繰引き追加
	8 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	施工前、材料変更時		8 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	施工前、材料変更時		斜縁追加
鉄鋼スラグの修正CBR試験				舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上	施工前、材料変更時	MS:粒度調整鉄鋼スラグおよびCRMS:水硬性粒度調整スラグに適用する。		鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上		MS:粒度調整鉄鋼スラグおよびCRMS:水硬性粒度調整スラグに適用する。		繰引き追加		
骨材のふるい分け試験				JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時				骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照				繰引き追加 斜縁追加	
土の液性限界・塑性限界試験				JIS A 1205	塑性指数PI: 4以下	施工前、材料変更時	但し、鉄鋼スラグには適用しない。			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 4以下		但し、鉄鋼スラグには適用しない。		繰引き追加	
鉄鋼スラグの呈色判定試験				JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-73	呈色なし	施工前、材料変更時	MS:粒度調整鉄鋼スラグおよびCRMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-73	呈色なし		MS:粒度調整鉄鋼スラグおよびCRMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。		繰引き追加	
鉄鋼スラグの水浸膨張試験				舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下	施工前、材料変更時	MS:粒度調整鉄鋼スラグおよびCRMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。			鉄鋼スラグの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下				繰引き追加	
鉄鋼スラグの一軸圧縮試験				舗装調査・試験法便覧 [4]-75	1.2Mpa以上(14日)	施工前、材料変更時	CRMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-75	1.2Mpa以上(14日)		CRMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。		繰引き追加	

改定 (赤…改定)							現行 (青…改定及び修正箇所)							改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-131	1.50kg/L以上	施工前、材料変更時	MS:粒度調整鉄鋼スラグおよびMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○				鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-131	1.50kg/L以上		MS:粒度調整鉄鋼スラグおよびMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○	繰引き追加
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	必要と認めるとき随時	粒度調整およびセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。	○				粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	施工前、材料変更時	粒度調整およびセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。	○	県に準じる
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	必要と認めるとき随時		○				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下			○	県に準じる 繰引き追加 斜線追加
施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法(JIS A1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X_{90} 95%以上 X_0 95.5%以上 X_3 96.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足するものとするが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡:10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、1工事あたり3孔以上で測定する。	ただし、1工事における排水工・構造物工等による仕戻し舗装が施工幅1m未満かつ施工面積が200㎡未満のものについては省略することができる。			施工	必須	現場密度の測定 (赤…改定)	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法(JIS A1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X_{10} 95%以上 X_0 95.5%以上 X_3 96.5%以上	1,000㎡につき1孔、1工事につき最低3孔	・縮固め度は、10孔の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足しなければならない。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足していなければならないが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。 ・縮固め度は、監督員が承認した最大乾燥密度に対する百分率で表した値。		国に準じる	
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±15%以内	・中規模以上の工事: 定期的または随時 (1回~2回/日)	※中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用の混合物の使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。					粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±15%以内	定期的又は随時 (1回~2回/日)	現場に敷き広げられた混合物から材料を採取する。 ・粒度は試料の測定値と監督員が承認した現場配合の値との差を求めた値。		国に準じる
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±6%以内	・中規模以上の工事: 定期的または随時 (1回~2回/日)	※中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用の混合物の使用量が3,000㎡以上の場合が該当する。					粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±6%以内		現場に敷き広げられた混合物から材料を採取する。 ・粒度は試料の測定値と監督員が承認した現場配合の値との差を求めた値。		国に準じる
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。					平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。		斜線追加
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 4以下	観察により異常が認められたとき。						土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 4以下	観察により異常が認められたとき。			斜線追加
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。						含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				繰引き追加 斜線追加
9	アスファルト安定処理路盤	施工	必須	11 アスファルト舗装に準じる					9	アスファルト安定処理路盤	施工	必須	8 アスファルト舗装に準じる					斜線追加 番号修正 繰引き追加
10	セメント安定処理路盤	材料	必須	骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	下層路盤: 10%以上 上層路盤: 20%以上	施工前、材料変更時	○				骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	下層路盤: 10%以上 上層路盤: 20%以上				繰引き追加 斜線追加
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-167	下層路盤 塑性指数PI: 9以下 上層路盤 塑性指数PI: 9以下	施工前、材料変更時						土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-167	下層路盤 塑性指数PI: 9以下 上層路盤 塑性指数PI: 9以下				繰引き追加 斜線追加

改定 (赤…改定)							現行 (青…改定及び修正箇所)							改定理由						
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	1日1回 1工事につき最低3回	現場に敷き広げられた混合物から材料を採取する。 ・粒度は試料の測定値と監督員が承認した現場配合の値との差を求めた値。			施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	定期的又は随時 (1回～2回/日)	現場に敷き広げられた混合物から材料を採取する。 ・粒度は試料の測定値と監督員が承認した現場配合の値との差を求めた値。		県に準じる		
			粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	1日1回 1工事につき最低3回	現場に敷き広げられた混合物から材料を採取する。 ・粒度は試料の測定値と監督員が承認した現場配合の値との差を求めた値。					異常が認められたとき。	現場に敷き広げられた混合物から材料を採取する。 ・粒度は試料の測定値と監督員が承認した現場配合の値との差を求めた値。	県に準じる						
			現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X_{10} 95%以上 X_0 95.5%以上 X_0 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足するものとするが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合、1工事あたり3孔以上で測定する。	・締固め度は、10孔の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足しなければならない。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足していなければならないが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。 ・締固め度は、監督員が承認した最大乾燥密度に対する百分率で表した値。					1,000㎡につき1孔、1工事につき最低3孔	・締固め度は、10孔の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足しなければならない。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足していなければならないが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。 ・締固め度は、監督員が承認した最大乾燥密度に対する百分率で表した値。	国に準じる 斜線追加						
11 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○	11 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時	アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○	修正漏れ		
			骨材の密度および吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○				骨材の密度および吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下				○	繰引き追加	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○				骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下					○	繰引き追加
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○				粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下					○	繰引き追加
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧 表3.3.17による。	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○				フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。					○	修正漏れ 繰引き追加
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○				フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下					○	繰引き追加
	その他		フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験は省略できる。 大成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○		その他			フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	施工前、材料変更時	大成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○	県に準じる	
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-83	50%以下	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験は省略できる。 大成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○				フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-83	50%以下					○	繰引き追加
			フィラーの水浸膨脹試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-74	3%以下	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験は省略できる。 大成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○				フィラーの水浸膨脹試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-74	3%以下					○	繰引き追加

改定 (赤…改定)							現行 (青…改定及び修正箇所)							改定理由					
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
			ファイラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1/4以下	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験は省略できる。 火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。	○				ファイラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1/4以下				○	繰引き追加 項に準じる
			製鋼スラッグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比: 2.0%以下	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験は省略できる。	○				製鋼スラッグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比: 2.0%以下				○	繰引き追加 項に準じる
			製鋼スラッグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度: 2.45g/cm3以上 吸水率: 3.0%以下	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験は省略できる。	○				製鋼スラッグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度: 2.45g/cm3以上 吸水率: 3.0%以下				○	繰引き追加 項に準じる
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 篩目: 30%以下 CSS: 50%以下 SS: 30%以下	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験は省略できる。	○				粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 篩目: 30%以下 CSS: 50%以下 SS: 30%以下				○	繰引き追加 項に準じる
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量: 12%以下	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験は省略できる。	○				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量: 12%以下				○	繰引き追加 項に準じる
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3 ・セミプローンアスファルト: 表3.3.4	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験は省略できる。	○				針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3 ・セミプローンアスファルト: 表3.3.4	施工前、材料変更時	アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。		○	修正漏れ
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○				軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3				○	繰引き追加
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○				伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3				○	繰引き追加
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・セミプローンアスファルト: 表3.3.4	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○				トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・セミプローンアスファルト: 表3.3.4				○	繰引き追加
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3 ・セミプローンアスファルト: 表3.3.4	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○				引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3 ・セミプローンアスファルト: 表3.3.4				○	繰引き追加
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3 ・セミプローンアスファルト: 表3.3.4	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○				薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3 ・セミプローンアスファルト: 表3.3.4				○	繰引き追加
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト表3.3.1	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○				蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト表3.3.1	施工前、材料変更時	アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。		○	修正漏れ
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3 ・セミプローンアスファルト: 表3.3.4	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○				密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト: 表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト: 表3.3.3 ・セミプローンアスファルト: 表3.3.4				○	繰引き追加
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト: 表3.3.4	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○				高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミプローンアスファルト: 表3.3.4				○	繰引き追加

改定 (赤…改定)							現行 (青…改定及び修正箇所)							改定理由						
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
その他	その他	その他	骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回/日。			○	その他	その他	その他	骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。				○	繰引き追加 斜線追加
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下	工事開始前、材料の変更時	ホワイトベースに使用する場合：40%以下						○	繰引き追加						
			骨材の微積分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外 (砂等) 3.0%以下 (ただし、砕砂で粒土、シルト等を含まない場合は5.0%以下)	工事開始前、材料の変更時							○	繰引き追加 斜線追加						
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R5214 (エコセメント)	製造会社の試験成績書							○	斜線追加 果に準じる						
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R5214 (エコセメント)	製造会社の試験成績書							○	繰引き追加 斜線追加 果に準じる						
製造 (フアラコンク) (JITSを使用する場合は除く) (レイミクスト)	その他	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率：15%以下	工事開始前および工事中1回/年以上。	レディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定製品を製造する工場) の品質証明書等のみとすることができる。		製造 (フアラコンク) (JITSを使用する場合は除く) (レイミクスト)	その他	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー (スランプ) の偏差率：15%以下	工事開始前および工事中1回/年以上。	レディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定製品を製造する工場) の品質証明書等のみとすることができる。			○	果に準じる
			ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前および工事中1回/年以上。	レディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定製品を製造する工場) の品質証明書等のみとすることができる。						○	繰引き追加						
			粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。							○	繰引き追加					
施工	必須	必須	マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回 (午前・午後) 以上、 その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。			施工	必須	必須	マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%					○	繰引き追加 斜線追加
			ランマー突き固め試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%	1日2回 (午前・午後) 以上、 その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。								○	繰引き追加 斜線追加					

改定 (赤…改定)							現行 (青…改定及び修正箇所)							改定理由								
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認				
13 グラスアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○	13 グラスアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時	アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○	修正漏れ				
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○				○	篩引き追加									
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○				○	篩引き追加									
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○				○	篩引き追加									
			フィラー (舗装用石灰石粉) の粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧3.3.17による。	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○				○	国・県に準じる篩引き追加									
			フィラー (舗装用石灰石粉) の水分試験	JIS A 5008	1%以下	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○				○	国・県に準じる篩引き追加									
			その他	必須	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	施工前、材料変更時				(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○	その他	必須	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下	施工前、材料変更時		○	国・県に準じる
					硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	施工前、材料変更時				(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○			○	国・県に準じる篩引き追加					
					針入度試験	JIS K 2207	15~30 (1/10mm)	施工前、材料変更時				(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。 ・規格値は、石油アスファルト (針入度20~40) にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○			○	国・県に準じる					
			軟化点試験	JIS K 2207	58~68℃	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。 ・規格値は、石油アスファルト (針入度20~40) にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○				○	篩引き追加									
	伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。 ・規格値は、石油アスファルト (針入度20~40) にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○	○	篩引き追加														
	トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86~91%	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。 ・規格値は、石油アスファルト (針入度20~40) にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○	○	篩引き追加														
	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。 ・規格値は、石油アスファルト (針入度20~40) にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○	○	篩引き追加														
蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。 ・規格値は、石油アスファルト (針入度20~40) にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○	○	篩引き追加															

改定 (赤…改定)							現行 (青…改定及び修正箇所)							改定理由						
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	改定理由		
			密度試験	JIS K 2207	1.07~1.13g/cm ³	施工前、材料変更時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。 ・規格値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリネダットレイクスアスファルトを混合したものの性状である。	○				密度試験	JIS K 2207	1.07~1.13g/cm ³				○	誘引き追加	
	プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-402	貫入量 (40℃) 目標値 表層: 1~4mm 基層: 1~6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○		プラント	必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-402	貫入量 (40℃) 目標値 表層: 1~4mm 基層: 1~6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○	修正漏れ		
			リュエール流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-407	3~20秒 (目標値)	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○				リュエール流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧 [3]-407	3~20秒 (目標値)				○	誘引き追加	
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○				ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	300以上				○	誘引き追加	
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-79	破断ひずみ (-10℃、50mm/min) 8.0×10 ⁻³ 以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○				曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-79	破断ひずみ (-10℃、50mm/min) 8.0×10 ⁻³ 以上				○	誘引き追加	
			粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	抽出・ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 印字記録の場合: 全数	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○				粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい: ±12%以内基準粒度	抽出・ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 印字記録の場合: 全数			○	誘引き追加	
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内基準粒度	抽出・ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 印字記録の場合: 全数	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○				粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内基準粒度				○	誘引き追加	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内	抽出・ふるい分け試験の場合: 1~2回/日 印字記録の場合: 全数	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○				アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量: ±0.9%以内				○	誘引き追加	
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト: 220℃以下 石 粉: 常温~150℃	随時	(注) アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略できる。	○				温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト: 220℃以下 石 粉: 常温~150℃	随時			○	誘引き追加	
14	路床安定処理工	材料	必須	CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227、[4]-230	設計図書による。	当初及び品質の変化したとき。		14	路床安定処理工		CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227、[4]-230	設計図書による。					○	誘引き追加 斜線追加
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法 または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)」	設計図書による。	1日の層あたりの施工面積を500m ² につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ² 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。		施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法便覧 [4]-185 突砂法 または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)」	最大乾燥密度の90%以上。	1日の層あたりの施工面積を500m ² につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ² 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。			○	国・県に準じる	
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。1日の層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m ² 未満: 5点 ・500m ² 以上1,000m ² 未満: 10点 ・1,000m ² 以上2,000m ² 未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。					1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。1日の層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。					○	試験基準は県に準じる	
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。						現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。					○	斜線追加

改定 (赤…改定)								現行 (青…改定及び修正箇所)								改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要
		その他	ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・確認試験である。 ・但し、荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		その他	ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		県に準じる	
			平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所の割で行う。	・確認試験である。 ・但し、セメントコンクリートの路床に適用する。			平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所の割で行う。	セメントコンクリートの路床に適用する。		県に準じる	
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	・確認試験である。			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。		県に準じる		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事あたり3回以上。	・確認試験である。			含水比試験	JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事あたり3回以上。		県に準じる		
			たわみ量	舗装調査・試験法 便覧 [1]-284 (ベンダグkvwビ-ム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	・確認試験である。			たわみ量	舗装調査・試験法 便覧 [1]-284 (ベンダグkvwビ-ム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施		県に準じる 検引き追加		
15 表層安定処理工 (表層混合処理)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。	15 表層安定処理工 (表層混合処理)	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 突砂法	設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	右記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。		試験基準は県に準じる
			または、「R1計器を用いた盛土の締め管理要領 (案) 」		設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位的面積は、500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上、1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上、2,000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。		または、「R1計器を用いた盛土の締め管理要領 (案) 」	設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位的面積は、500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。		試験基準は県に準じる			
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	設計図書による。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		または、「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	設計図書による。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床1日の1層当たりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		斜線追加				
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものである。 現場の条件、規模等 (改良体本数、改良長) により上記よりがたい場合は監督員の指示による。	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等 (改良体本数、改良長) により上記よりがたい場合は監督員の指示による。	改良体の強度確認には改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。		土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものである。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等 (改良体本数、改良長) により上記よりがたい場合は監督員の指示による。	改良体の強度確認には改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。		国に準じる			

改定 (赤…改定)								現行 (青…改定及び修正箇所)								改定理由			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認	
	製造 (プレキャスト) (JISマーク表示を有する場合は除く)	必須	粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。			製造 (プレキャスト) (JISマーク表示を有する場合は除く)	必須	粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125		1回/日以上			参照追加	
	製成 (プレキャスト) (JISマーク表示を有する場合は除く)	その他		連続ミキサの場合: 土木学会規程 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、雨張工、樋門、樋管、水門、水路(内径2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○		製成 (プレキャスト) (JISマーク表示を有する場合は除く)	その他		連続ミキサの場合: 土木学会規程 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下				○	参照追加
	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、雨張工、樋門、樋管、水門、水路(内径2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)			施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、雨張工、樋門、樋管、水門、水路(内径2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)			修正漏れ

改定 (赤…改定)							現行 (青…改定及び修正箇所)							改定理由			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要
20 現場吹付法特工	材料	その他 (JIS マーケティング表示ミスを修正する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び ひび割れが変った場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石灰ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (ソクリート用再生骨材)	○	20 現場吹付法特工	材料	その他 (JIS マーケティング表示ミスを修正する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (ソクリート用再生骨材)	○	索引追加 国・県に準じる
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	製造会社の試験成績書	○	県に準じる 斜線追加									
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	製造会社の試験成績書	○	県に準じる 斜線追加									
			練灰ゼ水の水質試験	回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び 水質が変わった場合 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○				県に準じる					
20 現場吹付法特工	材料	その他 (JIS マーケティング表示ミスを修正する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (ソクリート用再生骨材)	○	20 現場吹付法特工	材料	その他 (JIS マーケティング表示ミスを修正する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (ソクリート用再生骨材)	○	索引追加 国・県に準じる
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	製造会社の試験成績書	○	県に準じる 斜線追加									
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	製造会社の試験成績書	○	県に準じる 斜線追加									
			練灰ゼ水の水質試験	回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量: 200ppm以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び 水質が変わった場合 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○				県に準じる					

改定 (赤…改定)								現行 (青…改定及び修正箇所)								改定理由							
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認					
	製造 (コンクリート表示用されたレデイミックス)	必須	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディーミックスコンクリート以外の場合に適用する。	○	製造 (コンクリート表示用されたレデイミックス)	必須	粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上			○	誘引き追加					
		その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会標準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、面取工、樋門、樋管、水門、水路(内径2.0m以上)、護岸、ダム及び堤、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○		その他	連続ミキサの場合：土木学会標準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下					○	誘引き追加					
	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照		施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照				○	修正漏れ			
21 河川・海岸土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。ただし、土量が500m ³ 未満の場合は省略することができる。		○	21 河川・海岸土工	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。ただし、土量が500m ³ 未満の場合は省略することができる。					○	斜縁追加 果に準じる			
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		○		その他	土の粒度試験	JIS A 1204		当初及び土質の変化した時。					○	誘引き追加 斜縁追加 果に準じる			
		土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		○	土粒子の密度試験		JIS A 1202									○	誘引き追加 斜縁追加 果に準じる			
		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		○	土の含水比試験		JIS A 1203										○	誘引き追加 斜縁追加 果に準じる		
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		○	土の液性限界・塑性限界試験		JIS A 1205											○	誘引き追加 斜縁追加 果に準じる	
		土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。		○	土の一軸圧縮試験		JIS A 1216					必要に応じて。							○	誘引き追加 斜縁追加
		土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		○	土の三軸圧縮試験		地盤材料試験の方法と解説												○	誘引き追加 斜縁追加
		土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。		○	土の圧密試験		JIS A 1217												○	誘引き追加 斜縁追加
		土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。		○	土のせん断試験		地盤材料試験の方法と解説												○	誘引き追加 斜縁追加
		土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。		○	土の透水試験		JIS A 1218												○	誘引き追加 斜縁追加

改定 (赤…改定)							現行 (青…改定及び修正箇所)							改定理由											
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認							
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法 便覧 [4]-256 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記より悪い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25%≦75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率Vaが Va≦15% 【粘性土 (50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	築堤は、1,000㎡に1回の割合で行う。土量が5000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上、1000㎡未満の工事は、1回。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。 ・1000m3未満：1回 ・1000m3以上5000m3未満：3回 ・5000m3以上6000m3未満：6回 ・6000m3以上7000m3未満：7回	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	試験成績表等による確認	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法 便覧 [4]-256 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。又は設計図書に示された値。	築堤は、1,000㎡に1回の割合で行う。土量が5000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上、1000㎡未満の工事は、1回以上。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	試験成績表等による確認	改定理由									
																	または、「R1計器を用いた盛土の締め管理要領 (案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記より悪い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25%≦75μmふるい通過分<50%)】 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘性土 (50%≦75μmふるい通過分)】 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	または、「R1計器を用いた盛土の締め管理要領 (案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。又は、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	規格値は国・県に準じる 試験基準は県に準じる
																	または、「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	・斜縁追加					
																	または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	・斜縁追加					
その他		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。		その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。		県に準じる											
															コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	トラフカビリティが悪いとき。	確認試験である。		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	トラフカビリティが悪いとき。	確認試験である。
22 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。ただし、土量が500㎡未満の場合は省略することができる。		○	22 砂防土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。ただし、土量が500㎡未満の場合は省略することができる。		県に準じる								
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法 便覧 [4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000㎡に1回の割合。または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。 ・1000m3未満：1回 ・1000m3以上2000m3未満：2回 ・2000m3以上3000m3未満：3回 ただし、土量が500㎡未満は省略することができる。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	試験成績表等による確認	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法 便覧 [4]-256 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値。	1,000㎡に1回の割合。ただし、土量が500㎡未満は省略することができる。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	試験成績表等による確認	改定理由									
																	または、「R1計器を用いた盛土の締め管理要領 (案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	または、「R1計器を用いた盛土の締め管理要領 (案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	県に準じる
																	または、「R1計器を用いた盛土の締め管理要領 (案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	または、「R1計器を用いた盛土の締め管理要領 (案)」による。	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。又は、設計図書による。	築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	県に準じる

改定 (赤…改定)							現行 (青…改定及び修正箇所)							改定理由						
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	改定理由		
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。		1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1 目の施工が複数層に及ぶ場合でも 1 管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。						または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1 目の施工が複数層に及ぶ場合でも 1 管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				斜縁追加		
23 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時 (材料が岩砕の場合は除く)。 ただし、法面、路肩部の土量は除く、土量が500m³未満の場合は省略することができる。		○	23 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時 (材料が岩砕の場合は除く)。 但し、法面、路肩部の土量は除く、土量が500m³未満の場合は省略することができる。			○	風に準じる	
			CBR試験 (路床)	JIS A 1211	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)		○				CBR試験 (路床)	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)			○	縦引き追加 風に準じる	
	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			○	その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。					○	斜縁追加 風に準じる	
		土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			○		土粒子の密度試験	JIS A 1202		当初及び土質の変化した時。					○	縦引き追加 斜縁追加 風に準じる	
		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			○		土の含水比試験	JIS A 1203		当初及び土質の変化した時。					○	縦引き追加 斜縁追加 風に準じる	
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			○		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		当初及び土質の変化した時。					○	縦引き追加 斜縁追加 風に準じる	
		土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			○		土の一軸圧縮試験	JIS A 1216		当初及び土質の変化した時。					○	縦引き追加 斜縁追加 風に準じる	
		土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			○		土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説		当初及び土質の変化した時。					○	縦引き追加 斜縁追加 風に準じる	
		土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			○		土の圧密試験	JIS A 1217		当初及び土質の変化した時。					○	縦引き追加 斜縁追加 風に準じる	
		土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			○		土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説		当初及び土質の変化した時。					○	縦引き追加 斜縁追加 風に準じる	
		土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			○		土の透水試験	JIS A 1218		当初及び土質の変化した時。					○	縦引き追加 斜縁追加 風に準じる	
		施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm : 罐装調査・試験法 便覧 [4]-256 突砂法	【砂質土】 ・ 路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A-B法) ・ 路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A-B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C-D-E法) 【粘性土】 ・ 路体：自然含水比またはトラフィックピリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2% ≤ Va ≤ 10% または飽和度Srが85% ≤ Sr ≤ 95% ・ 路床及び構造物取付け部：トラフィックピリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2% ≤ Va ≤ 8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。	・ 路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。 ただし、5,000m³未満の工事は、1工事当たり3回、 ・ 1500m ³ 未満：3回 ・ 1000m ³ 以上5000m ³ 未満：3回 ・ 5000m ³ 以上6000m ³ 未満：6回 ・ 6000m ³ 以上7000m ³ 未満：7回 また、500m³未満の場合は省略することができる。 ・ 路床及び構造物取付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。 ただし、1,500m³未満の工事は1工事当たり3回、 ・ 1500m ³ 未満：3回 ・ 1500m ³ 以上2000m ³ 未満：4回 ・ 2000m ³ 以上2500m ³ 未満：5回 ・ 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。			施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm : 罐装調査・試験法 便覧 [4]-256 突砂法	【砂質土】 ・ 路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A-B法) ・ 路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A-B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C-D-E法) 【粘性土】 ・ 路体：自然含水比またはトラフィックピリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2% ≤ Va ≤ 10% または飽和度Srが85% ≤ Sr ≤ 95% ・ 路床及び構造物取付け部：トラフィックピリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2% ≤ Va ≤ 8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。	・ 路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。 ただし、500m³未満の場合は省略することができる。 ・ 路床及び構造物取付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	右記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。		○	風に準じる 省略規定は継続

改定 (赤…改定)							現行 (青…改定及び修正箇所)							改定理由										
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	試験成績表等による確認								
				または、 「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A-B法) ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A-B法) もしくは92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C-D-E法) 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフイカピリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1,000㎡未満：10点 ・1,000㎡以上2,000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしているも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。					または、 「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A-B法) ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A-B法) もしくは92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C-D-E法) ただし、JIS A 1210 C-D-E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めのエネルギーの大きな転圧方法 (例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合)で1層あたりの仕上がり厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフイカピリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を表に示す。 <table border="1" data-bbox="1585 363 1751 434"> <tr> <td>500㎡未満</td> <td>500㎡未満</td> <td>500㎡以上1,000㎡未満</td> <td>1,000㎡以上2,000㎡未満</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	500㎡未満	500㎡未満	500㎡以上1,000㎡未満	1,000㎡以上2,000㎡未満	5	5	10	15	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしているも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。	国・県に準じる
500㎡未満	500㎡未満	500㎡以上1,000㎡未満	1,000㎡以上2,000㎡未満																					
5	5	10	15																					
			または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。						または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		斜縁追加									
	その他		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割合で行う。	確認試験である。		その他		現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割合で行う。		風に準じる								
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。 ただし、500㎡未満の場合は省略することができる。 路床及び構造物取付け部の場合、500㎡につき1回の割合で行う。	確認試験である。				含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。 ただし、500㎡未満の場合は省略することができる。 路床及び構造物取付け部の場合、500㎡につき1回の割合で行う。		風に準じる 縁引き追加								
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例) トラフイカピリティが悪いとき。	確認試験である。				コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273		必要に応じて実施。 (例) トラフイカピリティが悪いとき。		縁引き追加								
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ハンゲキツビ-ム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	確認試験である。				たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ハンゲキツビ-ム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施		縁引き追加								
24	捨石工 (港灣工を除く)	施工	必須	岩石の吸水率	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。 ・500㎡以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○	24	捨石工 (港灣工を除く)	施工	必須	岩石の吸水率	JIS A 5006		・500㎡以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○	縁引き追加						
				岩石の圧縮強さ	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。 ・500㎡以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm2以上 ・準硬石：980.66N/cm2以上 4903N/cm2未満 ・軟石：980.66N/cm2未満	○					岩石の圧縮強さ	JIS A 5006		・500㎡以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/cm2以上 ・準硬石：980.66N/cm2以上 4903N/cm2未満 ・軟石：980.66N/cm2未満	○	縁引き追加						

改定 (赤…改定)							現行 (青…改定及び修正箇所)							改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
25 覆工 コン クリ ート (NATM)	材 料 (J I S マ ー ク 表 示 コ ン ク レ ー ト を 使 用 ス ル 場 合 は 除 く)	そ の 他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (ソクリート用再生骨材)	○	25 覆工 コン クリ ート (NATM)	材 料 (J I S マ ー ク 表 示 コ ン ク レ ー ト を 使 用 ス ル 場 合 は 除 く)	そ の 他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (ソクリート用再生骨材)	○	国・県に準じる
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R5214 (エコセメント)	製造会社の試験成績書	○	県に準じる 斜線追加										
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R5214 (エコセメント)	製造会社の試験成績書	○	県引き追加 斜線追加										
			粗骨材の表面水準試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○				県引き追加						
施 工	必 須	必 須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	○	施 工	必 須	必 須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	修正漏れ	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20ml~150mlごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C 502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	○				修正漏れ						
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112	設計図書による。	1回 品質に異常が認められた場合に行う。	○	県引き追加 斜線追加										
施 工 後 試 験	必 須	必 須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	○	施 工 後 試 験	必 須	必 須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	○	国に準じる
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施する。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。 材齢28日~91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行う場合は監督職員と協議するものとする。	○					国に準じる					
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り方法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	○					国に準じる					

改定（赤…改定）							現行（青…改定及び修正箇所）							改定理由			
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	試験成績表等による確認	
27	吹付けコンクリート (NATM)	材料 その他（JISマーク表示されたレデを使用する場合は除く）	骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○	27	吹付けコンクリート (NATM)	材料 その他（JISマーク表示されたレデを使用する場合は除く）	骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。		○	繰引き追加 斜線追加
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○				繰引き追加 斜線追加					
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5055 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は、5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は、5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は、5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は、3.0%以下)	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○				国・県に準じる 繰引き追加 斜線追加					
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。					○	繰引き追加				
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。					○	繰引き追加				
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上						○	繰引き追加 斜線追加				
製造（プラント）（JISマーク表示されたレデを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-T 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上		○	製造（プラント）（JISマーク表示されたレデを使用する場合は除く）	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合：土木学会規準 JSCE-T 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上		○	繰引き追加 斜線追加	
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上。	レディーミキストコンクリート以外の場合に適用する。				○	繰引き追加						
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後 にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。		施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後 にまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。		修正漏れ	

改定 (赤…改定)							現行 (青…改定及び修正箇所)							改定理由					
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程JSCF561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのアーを切り取りキッキングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本)とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCF-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。					コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規程JSCF561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのアーを切り取りキッキングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本)とする。			国・県に準じる	
			吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)	(JSCF-F561-2013) 引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法(JSCF-G561-2010)	1日強度で5N/mm ² 以上	トンネル延長40mごとに1回	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCF-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。	吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度)				(JSCF-F561-2013) 引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法(JSCF-G561-2010)	1日強度で5N/mm ² 以上	トンネル延長40mごとに1回			国・県に準じる		
27	吹付けコンクリート(NATM)	施工	その他	スラング試験	JIS A 1101	スラング5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スラング8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模の応じて20~150㎡ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCF-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。		27	吹付けコンクリート(NATM)	施工	その他	スラング試験	JIS A 1101	スラング5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スラング8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模の応じて20~150㎡ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。		国・県に準じる
				空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模の応じて20~150㎡ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCF-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。						空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 ・1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模の応じて20~150㎡ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時		国・県に準じる
28	ロックボルト(NATM)	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回			28	ロックボルト(NATM)	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長40mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		国・県に準じる 斜線追加
29	路上再生路盤工	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時			29	路上再生路盤工	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時		舗装斜線追加
				土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び材料の変化時								線引き追加 斜線追加				
				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下	当初及び材料の変化時								線引き追加 斜線追加				
	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	製造会社の試験成績表			○		29	路上再生路盤工	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	製造会社の試験成績表			○													○

改定 (赤…改定)								現行 (青…改定及び修正箇所)								改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認
29 路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X_w 95%以上 X_u 96.5%以上	・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足するものとするが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡: 10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、1工事あたり3孔以上で測定する。 ただし、1工事における排水工・構造土工等による仕戻し舗装が施工幅1m未満かつ施工面積が200㎡未満のものについては省略することができる。			29 路上再生路盤工	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上 X_w 95%以上 X_u 96.5%以上	・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足していなければならない。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足していなければならないが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。			国に準じる省略規定追加 斜線追加
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	1~2回/日			含水比試験			JIS A 1203	設計図書による。	1~2回/日			線引き追加 斜線追加	
30 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時			30 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		線引き追加 斜線追加
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-218		当初及び材料の変化時			既設表層混合物の密度試験			舗装調査・試験法便覧 [3]-218				線引き追加 斜線追加		
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-309		当初及び材料の変化時			既設表層混合物の最大比重試験			舗装調査・試験法便覧 [4]-309					線引き追加 斜線追加	
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験			舗装調査・試験法便覧 [4]-318					斜線追加 国・県に準じる	
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-16		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。		既設表層混合物のふるい分け試験			舗装調査・試験法便覧 [2]-16					斜線追加 国・県に準じる	
			新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	同左	当初及び材料の変化時			新規アスファルト混合物			「アスファルト舗装」に準じる。	同左					線引き追加 斜線追加
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の96%以上 X_w 98%以上 X_u 98.5%以上	・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足するものとするが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。 ・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡: 10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、1工事あたり3孔以上で測定する。 ただし、500㎡未満は省略できる。	至際率の管理でもよい。		施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の96%以上 X_w 98%以上 X_u 98.5%以上	・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足していなければならない。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足していなければならないが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。			国に準じる省略規定追加	
その他	粒度 (75μm以下)		舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。		その他	粒度 (75μm以下)		舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい: ±5%以内					線引き追加	

改定 (赤…改定)							現行 (青…改定及び修正箇所)							改定理由						
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
	プラント	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 印字記録の場合：全数	アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略出来る。	○	プラント	必須	試験区分	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 印字記録の場合：全数	○	根に準じる			
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 印字記録の場合：全数	アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略出来る。	○				根に準じる								
			ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐流動性の確認					線引き追加								
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○				線引き追加								
		その他	カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-110	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○			カンタプロ試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-110			アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○	線引き追加			
31 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-224	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：現場密度の平均値が基準密度の92%以上。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合は、1工事あたり3孔以上で測定する。 ただし、500㎡未満は省略できる。		31 排水性舗装工・透水性舗装工	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-224	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：現場密度の平均値が基準密度の92%以上。	1,000㎡につき1孔、1工事につき最低3孔	・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならぬ。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならぬが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	○	根に準じる省略規定追加			
			混合物のアスファルト抽出	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内 X10 ±0.55%以内 X6 ±0.50%以内 X3 ±0.50%以内	10,000㎡につき3孔、1工事につき最低3孔 ただし、500㎡未満は省略できる。	・桶前舗装はコア採取しないでAs合材量 (プラント出荷数量) と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ・同一配合の重層アスファルトについては、各層の合計面積を対象面積とする。 ・アスファルト量は試料の測定値と監督員が承認した現場配合との差を求めた値。												追加	
			混合物の粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度 X10 ±8.0%以内 X6 ±7.5%以内 X3 ±7.0%以内 75μmふるい：±5%以内基準粒度 X10 ±3.5%以内 X6 ±3.5%以内 X3 ±3.0%以内	10,000㎡につき3孔、1工事につき最低3孔 ただし、500㎡未満は省略できる。	・桶前舗装はコア採取しないでAs合材量 (プラント出荷数量) と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ・同一配合の重層アスファルトについては、各層の合計面積を対象面積とする。 ・粒度は試料の測定値と監督員が承認した現場配合との差を求めた値。													追加
32 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-16		再生骨材使用量500㎡ごとに1回1工事につき最低1回。	アスファルト混合物事前審査制度の認定を受けた混合物については、種別の「材料」、「プラント」に係る試験を省略出来る。	○	32 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧 [2]-16		再生骨材使用量500㎡ごとに1回1工事につき最低1回。			○	斜線追加 根に準じる	

改定 (赤…改定)							現行 (青…改定及び修正箇所)							改定理由					
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	試験成績表等による確認			
		その他	ベベル精度	計測器による計測	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)					その他	ベベル精度	計測器による計測				国・県に準じる斜線追加			
			真直度	計測器による計測	設計図書による (日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)						真直度	計測器による計測				国・県に準じる斜線追加			
35	溶接工	施工	必須	型曲げ試験 (19mm未満裏曲げ) (19mm以上側曲げ) : 開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状: JIS Z 3122 試験片の個数: 2	○	35	溶接工	施工	必須	型曲げ試験 (19mm未満裏曲げ) (19mm以上側曲げ) : 開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合は許容するものとする。	試験片の形状: JIS Z 3122 試験片の個数: 2	○	線引き追加	
			衝撃試験: 開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属および溶接熱影響部で母材の要求値以上 (それぞれの3個の平均値)。	試験片の形状: JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置: 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼橋部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2 衝撃試験片 試験片の個数: 各部位につき3	○	35	溶接工	施工	必須	衝撃試験: 開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属および溶接熱影響部で母材の要求値以上 (それぞれの3個の平均値)。	試験片の形状: JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置: 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2 衝撃試験片 試験片の個数: 各部位につき3	○	国・県に準じる		
			マクロ試験: 開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数: 1	○	35	溶接工	施工	必須	マクロ試験: 開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数: 1	○	国・県に準じる		
			引張試験: スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は235N/mm ² 以上、引張強さは400~550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし、溶接で切れてはいけない。	試験片の形状: JIS B 1198 試験片の個数: 3	○	35	溶接工	施工	必須	引張試験: スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は235N/mm ² 以上、引張強さは400~550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし、溶接で切れてはいけない。	試験片の形状: JIS B 1198 試験片の個数: 3	○	国・県に準じる		
			曲げ試験: スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状: JIS Z 3145 試験片の個数: 3	○	35	溶接工	施工	必須	曲げ試験: スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状: JIS Z 3145 試験片の個数: 3	○	国・県に準じる		
			突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面積は許容範囲内である。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4 (透過写真によるきずの像の分類方法) に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4 (透過写真によるきずの像の分類方法) に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験 (手探傷) の場合はJIS Z 3060による。	○	35	溶接工	施工	必須	突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面積は許容範囲内である。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4 (透過写真によるきずの像の分類方法) に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4 (透過写真によるきずの像の分類方法) に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験 (手探傷) の場合はJIS Z 3060による。	○	国・県に準じる		
			外観検査 (割れ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にしたうえで目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透液探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透液探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305 (非破壊試験-技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	○	35	溶接工	施工	必須	外観検査 (割れ)	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にしたうえで目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透液探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透液探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305 (非破壊試験-技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	○	国・県に準じる

改定 (赤…改定)							現行 (青…改定及び修正箇所)							改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値		試験基準	試験成績表等による確認		
			外観形状検査 (ビード表面のビッド)	・目視 ・ノギス等による計測	前面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にビッドがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビッドの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視検査する。目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。					外観形状検査 (ビード表面のビッド)	・目視およびノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手には、ビード表面にビッドがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビッドの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視検査する。目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		国・県に準じる斜線追加		
			外観形状検査 (ビード表面の凹凸)	・目視 ・ノギス等による計測	ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視検査する。目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。					外観形状検査 (ビード表面の凹凸)		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。				国・県に準じる斜線追加 線引き追加	
			外観形状検査 (アンダーカット)	・目視 ・ノギス等による計測	「日本道路協会道路標示方書・同解説」II鋼橋編 20.8.6外部きず検査の規定による	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視検査する。目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。					外観形状検査 (アンダーカット)		「日本道路協会道路標示方書・同解説」II鋼橋編 20.8.6外部きず検査の規定による				国・県に準じる斜線追加 線引き追加	
			外観形状検査 (アークスタッド)	・目視およびノギス等による計測	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上・割れ及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げ合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：(設計値±2mm)をこえてはならない。	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視検査する。目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。					外観形状検査 (アークスタッド)	・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上・割れ及びスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げ合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：(設計値±2mm)をこえてはならない。	検査体制、検査方法を明確にしたうえで、目視検査する。目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。			線引き追加 斜線追加		
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れなどの欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。					その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れなどの欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。			県に準じる
36 路床土処理工 (Fe石灰処理土・粒調Fe処理材)	材料	必須	配合設計CBR		3-100表「Fe石灰工法の品質管理」参照			36 路床土処理工	材料	必須	配合設計CBR		3-100表「Fe石灰工法の品質管理」参照				県に準じる斜線追加	
			処理土CBR		3-100表「Fe石灰工法の品質管理」参照						処理土CBR		3-100表「Fe石灰工法の品質管理」参照				県に準じる斜線追加	
	施工	必須	現場密度の測定		3-100表「Fe石灰工法の品質管理」参照				施工	必須	現場密度の測定		3-100表「Fe石灰工法の品質管理」参照				県に準じる斜線追加	
37 中層混合処理剤全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の湿潤密度試験	JIS G 1225	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき	配合を定めるための試験である。	37 中層混合処理剤全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の湿潤密度試験	JIS G 1225					線引き追加	
			テーブルフロー試験	JIS R 5201	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき	配合を定めるための試験である。						テーブルフロー試験	JIS R 5201				線引き追加
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき	配合を定めるための試験である。						土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216				線引き追加
	その他		土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。					その他		土の粒度試験	JIS A 1204				線引き追加
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。						土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				線引き追加	
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。						土の圧密試験	JIS A 1217				線引き追加	
37 中層混合処理剤全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	その他	土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。			37 中層混合処理剤全面改良の場合に適用。混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	その他	土の圧密試験	JIS A 1217				線引き追加	
			土懸濁液のpH試験	JGS 0211	設計図書による。	有機質土の場合は必要に応じて実施する						土懸濁液のpH試験	JGS 0211		有機質土の場合は必要に応じて実施する		線引き追加	
			土の強熱減量試験	JGS 0221	設計図書による。	有機質土の場合は必要に応じて実施する						土の強熱減量試験	JGS 0221				線引き追加	

改定(赤…改定)					現行(青…改定及び修正箇所)					改定理由	
Fe石灰工法の品質管理(附表-1)					Fe石灰工法の品質管理(附表-1)						
施工面積 (㎡)	5,000未満	5,000以上 ~10,000未満	10,000以上 ~15,000未満	15,000以上 ~20,000未満	注) 構造物基礎地盤の補強等に、Fe石灰処理土を適用する時の品質管理も左記を基本とするが、層厚が50cm以上の場合は、仕上がり全層の中間部でも単位体積質量試験を実施する。	施工面積 (㎡)	5,000未満	5,000以上 ~10,000未満	10,000以上 ~15,000未満	15,000以上 ~20,000未満	注) 構造物基礎地盤の補強等に、Fe石灰処理土を適用する時の品質管理も左記を基本とするが、層厚が50cm以上の場合は、仕上がり全層の中間部でも単位体積質量試験を実施する。
◎処理士の品質管理 1) 配合設計CBR	1回/1工事	1回/1工事	2回/1工事	3回/1工事		◎処理士の品質管理 1) 配合設計CBR	1工事~1回	1工事~1回	1工事~2回	1工事~2回	
2) 処理士のCBR 突固め直後 内訳 水浸4日 水浸7日 水浸14日	1回/1,000㎡	1回/1,500㎡	1回/1,500㎡	1回/2,000㎡		2) 処理士のCBR 突固め直後 内訳 水浸4日 水浸7日 水浸14日	1,000㎡ ~1回	1,500㎡ ~1回	1,500㎡ ~1回	2,000㎡ ~1回	
3) 現場における処理士の乾燥単位体積質量試験	1孔/1,000㎡(但し、1工事に3孔以上)					3) 現場における処理士の乾燥単位体積質量試験	1,000㎡~1回(但し、1工事に3回以上)				
4) 使用数量の管理	Fe石灰単体の使用数量伝票を提出する。					4) 使用数量の管理	Fe石灰単体の使用数量伝票を提出する。				
注) 1. Fe石灰工法は長年の施工実績により確立された工法であり、処理士の品質管理1)、2)は、Fe石灰工法の過去の実績に基づく試験方法により行なう。						注) 1. Fe石灰工法は長年の施工実績により確立された工法であり、処理士の品質管理1)、2)は、Fe石灰工法の過去の実績に基づく試験方法により行なう。					
品質規格(附表-2)						品質規格(附表-2)					
工種	項目	X10	X6	X3	*縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10孔の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 *縮固め度は監督員が承認した最大乾燥密度に対する百分率で表した値。	工種	項目	X10	X6	X3	*縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10孔の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足していなければならないが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 *縮固め度は監督員が承認した最大乾燥密度に対する百分率で表した値。
路床土処理(Fe石灰)	縮固め度 %	95以上	95.5以上	96.5以上		路床土処理(Fe石灰)	縮固め度 %	95以上	95.5以上	96.5以上	

改定 (赤…改定)								現行 (青…改定及び修正箇所)								改定理由						
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要							
39 鋼橋 ※30 工 場製作工 (鋼橋用 鋼材)も 確認 ※32 溶 接工も確 認	一般溶材 一般溶材 構圧構 造延造 用鋼用 鋼材)も 確認 ※32 溶 接工も確 認	必須	機 械 的 性 質	引張試験	JIS Z 2241	JIS G 3101 JIS G 3106 JIS G 3114	規格、材質、厚さと鋼重が概ね10tにつき1組又は監督員の指示及び特記仕様書による。総鋼重が10t未満については、鋼材規格証明書により省略することができる。	JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主材材について試験を行う	39 鋼橋 ※30 工 場製作工 (鋼橋用 鋼材)も 確認 ※32 溶 接工も確 認	一般溶材 一般溶材 構圧構 造延造 用鋼用 鋼材)も 確認 ※32 溶 接工も確 認	必須	機 械 的 性 質	引張試験	JIS Z 2241 (JIS Z 2201)	JIS G 3101 JIS G 3106 JIS G 3114	規格、材質、厚さと鋼重が概ね10tにつき1組又は監督員の指示及び特記仕様書による。総鋼重が10t未満については、鋼材規格証明書により省略することができる。	JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主材材について試験を行う					
				曲げ試験	JIS Z 2248	JIS G 3101 JIS G 3106 JIS G 3114							JIS Z 2248 (JIS Z 2204)	JIS G 3101 JIS G 3106 JIS G 3114								
				シャルピー試験	JIS Z 2242	JIS G 3106 JIS G 3114							JIS Z 2242 (JIS Z 2202)	JIS G 3106 JIS G 3114								
39 鋼橋 ※30 工 場製作工 (鋼橋用 鋼材)も 確認 ※32 溶 接工も確 認	摩高六 擦力角 接ボナ 合ルト 用トナ ・平 ト座 金	必須	機 械 的 性 質	形状、寸法、外観、機械的性質	JIS B 1186 その他 JIS Z 2241 JIS Z 2245 による。	JIS B 1186	特記仕様書又は監督員の指示による。	製造業者の管理図その他品質管理のデータ又は、検査成績表。	39 鋼橋 ※30 工 場製作工 (鋼橋用 鋼材)も 確認 ※32 溶 接工も確 認	摩高六 擦力角 接ボナ 合ルト 用トナ ・平 ト座 金	必須	機 械 的 性 質	形状、寸法、外観、機械的性質	JIS B 1186 その他 JIS Z 2241 (JIS Z 2201) JIS Z 2245 による。	JIS B 1186	特記仕様書又は監督員の指示による。	製造業者の管理図その他品質管理のデータ又は、検査成績表。					
				締付管理	高力ボルト	道路橋示方書、鋼道路橋施工便覧による							各検査ボルトの締付けトルク値がキャリブレーション時の設定トルク値±10%の範囲。	トルク法による場合、各ボルト群の10%のボルト本数を標準とする。	/			/	高力ボルト	道路橋示方書による	各検査ボルトの締付けトルク値がキャリブレーション時の設定トルク値±10%の範囲。	トルク法による場合、各ボルト群の10%のボルト本数を標準とする。
					トルシア形高力ボルト	道路橋示方書、鋼道路橋施工便覧による							全数についてピンテールの切戻の確認とマーキングによる外観検査を行う。	/					トルシア形高力ボルト	道路橋示方書による	道路橋示方書による	一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出する。
40 プレス トコン クリート リート桁	グラウト	必須	流 動 性	コンクリート標準示方書施工 JSCE-F 531 の方法	JPロート標準 高粘性型 14~23秒 高粘性型~低粘性型 7~35秒 低粘性型 6~14秒 超低粘性型 3.5~6秒	注入前、1回/日以上および品質変化が認められた時	/	/	40 プレス トコン クリート リート桁	グラウト	必須	流 動 性	コンクリート標準示方書施工 JSCE-F 531 の方法	JPロート標準 高粘性型 14~23秒 高粘性型~低粘性型 7~35秒 低粘性型 6~14秒 超低粘性型 3.5~6秒	注入前、1回/日以上および品質変化が認められた時	/						
				ブリーディング率 体積変化率 圧縮強度 塩化物イオン含有率	JSCE-F 535 の方法 JSCE-F 535 の方法 JSCE-F 531 の方法								0.3%以下 (3時間後) +0.5%~+0.5% 材齢7日に30N/mm2以上 セメント質量の0.08%以下	ブリーディング率 体積変化率 圧縮強度 塩化物イオン含有率			JSCE-F 535 の方法 JSCE-F 535 の方法 JSCE-F 531 の方法	0.3%以下 (3時間後) +0.5%~+0.5% 材齢7日に30N/mm2以上 セメント質量の0.08%以下				
					この行は、削除する。												グラウト中の塩化物量測定		・「セメントコンクリート」に準ずる			
41 橋梁 補修工	ケ-落 ッ鋼橋 ト製防 止ラ 工	一般 構造 用圧 延	必須	曲げ試験	JIS Z 2248	/	/	/	41 橋梁 補修工	ケ-落 ッ鋼橋 ト製防 止ラ 工	必須	曲げ試験	JIS Z 2201 JIS Z 2248	/	/	橋に準じる 斜線追加						